

令和 8(2026)年度 柏崎市立児童クラブ入会申請のご案内

柏崎市子ども未来部子育て支援課



日頃から、本市の子育て支援に御理解と御協力をいただき感謝申し上げます。

小学校入学後に児童クラブの利用を希望される方は、下記のとおり申請いただきますようお願いいたします。

1 対象児童

市内に住所があって、保護者(70歳未満の同居の方)が労働などのため、放課後や夏季休業日などの学校休業日に留守家庭になる小学生の児童です。

また、保護者の病気や病人の介護などで、留守家庭と同じ状況にある小学生も対象になります。

2 開設日時

平日(学校休業日を除く。)	午後 1 時30分から午後6時30分まで
土曜日・学校休業日	午前 7 時30分から午後6時30分まで
土 曜 日 開 設	4月と5月は全クラブを開設しますが、6月～3月は一部クラブを集約して開設する予定です。開設がないクラブに入会する方は、近隣地区等のクラブを利用させていただくことになります。→ <u>土曜日に開設しているクラブは、別表1【柏崎市立児童クラブ一覧】を御確認ください。</u>

※ 学校休業日:夏季休業日や学年始(年末)休業日及び学校行事の代休日など

3 開設しない日

- (1) 日曜日、祝日及び12月29日から1月3日まで
- (2) 学校閉鎖になった場合、その学校の閉鎖期間(該当するクラブのみ)
(学級閉鎖、学年閉鎖の場合は、閉鎖された学級や学年の小学生は利用することができません。)

4 使用料等

月額 5,200 円(8月のみ 11,000 円)

※ 月の途中で入会又は退会する場合には、日割りによって計算した金額となります。

※ 納付方法は口座振替または納付書払いです。

※ 児童クラブでは、保護者で構成する保護者会を設置しており、使用料のほかに、工作の材料費などに充てる「保護者会費」を徴収しています。

※ 以下のいずれかに該当する方は、柏崎市立児童クラブ使用料減免対象となります。

減免対象	減免額	必要証明	保護者個人番号
■きょうだいで利用する (すでにきょうだいが入会している場合を含む)	半額	不要	不要
■児童扶養手当を受給している	半額	児童扶養手当証(写)	必要(証明書類を提出する場合は、記入不要です。)
■ひとり親家庭等医療費助成を受けている	半額	ひとり親家庭等医療費助成受給者証(写)	
■生活保護を受けている	全額	被保護者証明証(写)	
■里親として児童の保護者になっている	全額	要件に該当することが分かる書類(写)	

5 入会手続き

- (1) 柏崎市立児童クラブ入会許可申請書
- (2) 入会要件を証明する書類

※同居の家族全員分(未成年、高校生及び70歳以上の方を除く。)

入会要件	証明書類
■家庭外で労働の場合	「就労確認書」
■家庭内で労働の場合	「自営業・農業従事申述書」
■病気等で入院又は通院中の場合	「申出書」及び医療機関の診察券(写)等
■心身に障がいがある場合	「申出書」及び障害者手帳(写)等
■看護等をしている場合	「申出書」及び看護を受けている人の医療機関の診察券(写)等

- (3) 減免申請書(該当の方のみ)

※減免要件を証明する書類が必要です。→4 使用料等を参照

◎夏休みなどの長期休暇期間のみ利用することも可能です。

別途募集期間を設けますので、そのタイミングで申請してください。市ホームページ及び「広報かしわざき」等でお知らせいたします。

※ただし、定員に空きがない場合、受入れできないクラブもあります。

長期休暇	予定募集期間
■春休み	該当年度2月初旬頃
■夏休み	該当年度5月初旬～6月中旬頃
■冬休み	該当年度11月初旬～11月中旬頃

7 提出の受付相談窓口及び時間

受付	子育て支援課	児童クラブ
平日のみ	8:30～17:15	13:30～18:30

8 入会許可後の手続

- (1) 児童クラブで受入可能な場合には、「入会許可書」を保護者宛てに郵送します。
- (2) 利用に当たっては、入会する児童クラブの職員と事前に面談を行っていただくことが必要です。
(面談では、お子さんの普段の様子聞き取りや、クラブの持ち物やルールなどの説明を行います)。
- (3) 「入会許可書」がお手元に届きましたら、入会する児童クラブへ電話連絡し、日程調整の上、事前面談を行っていただくようお願いします。

※面談を行っていない場合、「入会許可書」が発行されていても、クラブを利用いただくことができません。

9 その他

次に該当する場合は、申請書類を受け付けることができません。

添付書類の不備がある場合	→ 入会手続に記載のある証明書類を添付して申請してください。
過去に児童クラブ使用料の滞納がある場合	→ 未納分を納付してから申請してください。

別表1【柏崎市立児童クラブ一覧】

	施設名	所在地	電話番号	土曜日に 集約開設する 予定のクラブ (6月～3月)
1	比角第一児童クラブ	比角小学校校舎内1階	24-3741	○
2	比角第二児童クラブ	総合福祉センター内1階	20-6320	
3	榎原児童クラブ	榎原小学校敷地内	47-7700	○
4	西第一児童クラブ	西小学校敷地内	21-8981	○
5	西第二児童クラブ	西小学校校舎内2階	22-7722	
6	半田第一児童クラブ	半田小学校敷地内	32-4633	○
7	半田第二児童クラブ	南半田9番24号(南半田集会所)	24-8778	
8	田尻第一児童クラブ	田尻小学校校舎内1階	22-4105	○
9	田尻第二児童クラブ	田尻小学校校舎内2階	22-4325	
10	新道児童クラブ	大字新道4977番地(下村会館)	24-8119	○
11	枇杷島第一児童クラブ	枇杷島小学校敷地内	21-3990	
12	枇杷島第二児童クラブ	枇杷島小学校校舎内2階	32-8122	
13	荒浜児童クラブ	荒浜小学校敷地内	41-5017	○
14	北鯖石児童クラブ	北鯖石小学校校舎内1階	32-3209	
15	桜通児童クラブ	桜通小学校校舎内1階	24-0211	
16	柏崎児童クラブ	柏崎小学校校舎内1階	21-8758	○
17	鯖石児童クラブ	鯖石小学校校舎内1階	27-2262	
18	大洲児童クラブ	大洲小学校校舎内1階	22-2240	
19	にしま児童クラブ	にしま児童館内2階	31-7036	○
20	北条児童クラブ	北条小学校校舎内2階	25-3070	

※ 比角、西、半田、田尻、枇杷島は、町名による地区割りで第一児童クラブか第二児童クラブを決定します。申請状況に応じて年度ごとに地区割りが変わることがありますので、御了承ください。

※ 土曜日の集約開設については4月と5月は全クラブを開設しますが、6月～3月は一部のクラブのみを開設します。土曜日に開設がないクラブを利用する方は、近隣の開設クラブをご利用いただきます。

※地区割については、別表2【地区割一覧】を御確認いただき、お住いの住所に該当するクラブを御記入ください。

別表2【地区割一覧】

※申請状況によっては、地区割が変更になる場合があります。

比角小学校区	
比角第一児童クラブ	比角第二児童クラブ
四谷一丁目	北半田一丁目
四谷二丁目	北半田二丁目
四谷三丁目	豊町
長浜町	錦町(一部)
比角一丁目	扇町
比角二丁目	北斗町(一部)
松美一丁目	大字藤井(一部)
松美二丁目	日吉町
東本町三丁目(一部)	
小倉町(一部)	
大和町(一部)	
三和町	
東長浜町	
田塚一丁目	
田塚二丁目	
田塚三丁目	
新田畑	
大字田塚(一部)	
大字新田畑	

西小学校地区		
西第一児童クラブ		西第二児童クラブ
米山台一丁目	番神 2 丁目	新赤坂一丁目
米山台二丁目	東の輪町	新赤坂二丁目
米山台三丁目	天神町	新赤坂三丁目
米山台四丁目	鯨波一丁目	新赤坂四丁目
米山台五丁目	鯨波二丁目	新赤坂五丁目
常盤台	鯨波三丁目	大字青海川
三島町	大字鯨波	大字笠島
三島西	大字谷根	大字上輪新田
米山台東	大字小杉	米山町
剣野町	大字吉尾	大字大清水
大久保		大字大平
大字劔野		大字上輪
米山台西		大字高畔
大字枇杷島(一部)		大字蕨野

半田小学校区	
半田第一児童クラブ	半田第二児童クラブ
岩上	希望が丘
半田二丁目	大字枇杷島(一部)
城塚	長峰町
大字茨目(一部)	ゆりが丘
	南半田
	大字横山(一部)
	朝日が丘(朝日が丘町内会)
	朝日が丘(半田町内会)
	半田一丁目
	半田三丁目

田尻小学校区	
田尻第一児童クラブ	田尻第二児童クラブ
大字上田尻	大字半田
大字安田	大字田塚(一部)
大字軽井川	大字藤井(一部)
大字佐藤池新田	茨目一丁目
大字平井	茨目二丁目
大字本条(一部)	茨目三丁目
	大字茨目(一部)
	大字両田尻
	大字下田尻

枇杷島小学校区	
枇杷島第一児童クラブ	枇杷島第二児童クラブ
柳橋町	関町
幸町	宮場町
宝町	元城町
田中	南光町
大字枇杷島(一部)	城東一丁目
穂波町	城東二丁目

【お問合せ先】
 子ども未来部子育て支援課育成支援係(元気館 2 階)
 ☎ 47-7075(直通)

御不明な点がございましたらこちらまでお問合せください。